

3 級 F P 技能検定精選問題集 2025 年度改正箇所等一覧

(2024 年版 IMS24 版対応)

当改正資料は、2025 年 4 月 1 日法令基準における標記問題集の改正箇所等です。ご確認のうえご利用ください。

FPK 研修センター

学科編・改正箇所

ページ	問題番号	改定内容等		
p. 10		日本政策金融公庫の教育一般貸付（国の教育ローン） （下線部分のとおりに訂正） <table border="1"><tr><td>返済期間</td><td><u>20 年以内</u> 在学期間内で最長 4 年の元金返済据置可能</td></tr></table>	返済期間	<u>20 年以内</u> 在学期間内で最長 4 年の元金返済据置可能
返済期間	<u>20 年以内</u> 在学期間内で最長 4 年の元金返済据置可能			
p. 11	解説 1	（下線部分のとおりに訂正） 正解 <u>×</u> …返済期間は最長 <u>20 年</u> であり、		
p. 22		② …… ・待期の 7 日に加え、 <u>1 ヶ月</u> の給付制限がかかる。		
p. 23	解説 15	（下線部分のとおりに訂正） …自己都合により退職した場合は待期期間の 7 日に加え、原則 <u>1 ヶ月間</u> の給付制限期間があり……		
p. 33		（下線部分のとおりに訂正） ③ ……支給停止基準額（ <u>2025 年度は 51 万円</u> ）を超える場合は…		
p. 32 p. 33	問題 13 解説 13	（問題文・解説文とも下線部分のとおりに訂正） …と基本月額の合計額が <u>51 万円</u> （ <u>2025 年度</u> の支給停止基準額）を超える… ……の合計額が <u>51 万円</u> を超えると年金の一部または全部が支給停止されます		
p. 95	解説 4	（下線部分のとおりに訂正） 本肢の記述は、 <u>ボトムアップ・アプローチ</u> の説明です。		
p. 110		（下線部分のとおりに、法律名を訂正） <u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律</u> （金融サービス提供法）		
p. 110	問題 6	（下線部分のとおりに、法律名を訂正） (3) <u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律</u> （金融サービス提供法）		
p. 123		（下線部分のとおりに訂正） 給与所得控除額の最高控除額・最低控除額 ・給与収入 190 万円以下は最低控除額 65 万円を控除する。よって、給与収入が 65 万円以下のときは所得ゼロとなる。		

次へつづく

ページ	問題番号	改定内容等																													
p. 136		(下線部分のとおりに訂正) ① 配偶者控除：……年中の合計所得金額が <u>58 万円</u> (パート年収 <u>123 万円</u>) 以下の配偶者に適用される。 ② 配偶者特別控除：……年中の合計所得金額が <u>58 万円超</u> 133 万円以下…																													
p. 136	問題 1	(下線部分のとおりに訂正) 所得税において……合計所得金額が <u>58 万円</u> を超える場合、……																													
p. 137		(下線部分のとおりに訂正) ③ 控除対象扶養親族：16 歳以上で合計所得金額が <u>58 万円</u> 以下																													
p. 137	解説 1	(下線部分のとおりに訂正) ……年分の合計所得金額が <u>58 万円</u> 以下であること等の……。したがって配偶者の合計所得金額が <u>58 万円</u> を超える場合、……受けることはできません。																													
p. 137	解説 4	(下線部分のとおりに訂正) 控除対象となる扶養親族は、合計所得金額が <u>58 万円</u> 以下であること…																													
p. 138 p. 139	問題 6 解説 6	(現在の問題・解説は削除して、基礎控除額を下記のとおりに訂正) 2025 年以後の基礎控除額は以下のとおり。 2025・2026 年に限り、合計所得金額 132 万円超から 665 万円以下においては一定の加算が行われます <table><tr><th rowspan="2">合計所得金額</th><th colspan="2">基礎控除額</th></tr><tr><th>2025・2026 年分</th><th>2027 年分以後</th></tr><tr><td>132 万円以下</td><td colspan="2">95 万円</td></tr><tr><td>132 万円超 336 万円以下</td><td>88 万円</td><td rowspan="4">58 万円</td></tr><tr><td>336 万円超 489 万円以下</td><td>68 万円</td></tr><tr><td>489 万円超 655 万円以下</td><td>63 万円</td></tr><tr><td>665 万円超 2,350 万円以下</td><td>58 万円</td></tr><tr><td>2,350 万円超 2,400 万円以下</td><td colspan="2">48 万円 (改正なし)</td></tr><tr><td>2,400 万円超 2,450 万円以下</td><td colspan="2">32 万円 (改正なし)</td></tr><tr><td>2,450 万円超 2,500 万円以下</td><td colspan="2">16 万円 (改正なし)</td></tr><tr><td>2,500 万円超</td><td colspan="2">なし</td></tr></table>	合計所得金額	基礎控除額		2025・2026 年分	2027 年分以後	132 万円以下	95 万円		132 万円超 336 万円以下	88 万円	58 万円	336 万円超 489 万円以下	68 万円	489 万円超 655 万円以下	63 万円	665 万円超 2,350 万円以下	58 万円	2,350 万円超 2,400 万円以下	48 万円 (改正なし)		2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円 (改正なし)		2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円 (改正なし)		2,500 万円超	なし	
合計所得金額	基礎控除額																														
	2025・2026 年分	2027 年分以後																													
132 万円以下	95 万円																														
132 万円超 336 万円以下	88 万円	58 万円																													
336 万円超 489 万円以下	68 万円																														
489 万円超 655 万円以下	63 万円																														
665 万円超 2,350 万円以下	58 万円																														
2,350 万円超 2,400 万円以下	48 万円 (改正なし)																														
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円 (改正なし)																														
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円 (改正なし)																														
2,500 万円超	なし																														
p. 139	解説 8	(下線部分のとおりに訂正) ひとり親控除の……、生計一の子 (総所得金額等が <u>58 万円</u> 以下) を扶養…																													

次へつづく

実技編・改正箇所

ページ	問題番号	改定内容等												
p. 311	問 59	(問題文中の 2024 年を 2025 年に訂正) 会社員の木下さんの <u>2025 年分</u>の…ある場合、…<u>2025 年分</u>の給与所得の… ＜給与所得控除額の速算表＞ <table><tr><th>給与等の収入金額</th><th>給与所得控除額</th></tr><tr><td><u>190 万円以下</u></td><td><u>65 万円</u></td></tr><tr><td><u>190 万円超</u> 360 万円以下</td><td>収入金額×30%＋ 8 万円</td></tr><tr><td>360 万円超 660 万円以下</td><td>収入金額×20%＋ 44 万円</td></tr><tr><td>660 万円超 850 万円以下</td><td>収入金額×10%＋110 万円</td></tr><tr><td>850 万円超</td><td>195 万円</td></tr></table>	給与等の収入金額	給与所得控除額	<u>190 万円以下</u>	<u>65 万円</u>	<u>190 万円超</u> 360 万円以下	収入金額×30%＋ 8 万円	360 万円超 660 万円以下	収入金額×20%＋ 44 万円	660 万円超 850 万円以下	収入金額×10%＋110 万円	850 万円超	195 万円
給与等の収入金額	給与所得控除額													
<u>190 万円以下</u>	<u>65 万円</u>													
<u>190 万円超</u> 360 万円以下	収入金額×30%＋ 8 万円													
360 万円超 660 万円以下	収入金額×20%＋ 44 万円													
660 万円超 850 万円以下	収入金額×10%＋110 万円													
850 万円超	195 万円													
p. 312	問 60	(問題文中の 2024 年を 2025 年に訂正) 大津さん <u>2025 年分</u>の収入は…ある。大津さんの <u>2025 年分</u>の所得税における… ＜給与所得控除額の速算表＞ <table><tr><th>給与等の収入金額</th><th>給与所得控除額</th></tr><tr><td><u>190 万円以下</u></td><td><u>65 万円</u></td></tr><tr><td><u>190 万円超</u> 360 万円以下</td><td>収入金額×30%＋ 8 万円</td></tr><tr><td>360 万円超 660 万円以下</td><td>収入金額×20%＋ 44 万円</td></tr><tr><td>660 万円超 850 万円以下</td><td>収入金額×10%＋110 万円</td></tr><tr><td>850 万円超</td><td>195 万円</td></tr></table>	給与等の収入金額	給与所得控除額	<u>190 万円以下</u>	<u>65 万円</u>	<u>190 万円超</u> 360 万円以下	収入金額×30%＋ 8 万円	360 万円超 660 万円以下	収入金額×20%＋ 44 万円	660 万円超 850 万円以下	収入金額×10%＋110 万円	850 万円超	195 万円
給与等の収入金額	給与所得控除額													
<u>190 万円以下</u>	<u>65 万円</u>													
<u>190 万円超</u> 360 万円以下	収入金額×30%＋ 8 万円													
360 万円超 660 万円以下	収入金額×20%＋ 44 万円													
660 万円超 850 万円以下	収入金額×10%＋110 万円													
850 万円超	195 万円													
p. 320 p. 321	問 66 解説 66	(問題の設定年を 2024 年から 2025 年に訂正。解説を下線部分に訂正) 2. 特定扶養親族とは、年中の合計所得金額が <u>58 万円</u>以下で、……												

以上